

高知県庁インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県が実施する実習生受入れ制度（別途定めるものを除く。以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、学生の職業観や就労意欲を培い自らの適性・適職を考える機会を提供すること及び学生の県行政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習対象者)

第2条 インターンシップにより高知県庁において実習を行う対象者は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生とし、次の基準に該当すると認められた者とする。

- (1) 実習の成果を今後の教育研究活動に反映できる能力及び資質を有する者
- (2) 服務規律を遵守することが確実である者

(報酬等)

第3条 高知県は、インターンシップにより高知県庁において実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い生じる交通費については、この限りでない。

(実習期間)

第4条 インターンシップの実習期間は、原則として実習生の夏期休業中の1週間以内とし、人事課長が定める。

ただし、人事課長が必要と認める場合には、当初定めた実習期間を変更することができる。

(実習時間)

第5条 実習生の実習時間は、実習先における県職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第6条 実習生は次の事項を遵守しなければならない。また、実習生が在籍する大学等は、実習生に次の事項の遵守について、指導に努めなければならない。

- (1) 専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 高知県職員が遵守すべき法令、条例等並びに人事課長及び実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導・指示等に従わなければならない。
- (3) 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (4) 実習の成果として論文等を公表する場合には、事前に実習先所属長の承認を得なければならない。
- (5) 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約書の提出)

第7条 実習生は、別途定める誓約書を、事前に県に対して提出しなければならない。

(実習生の受入れ依頼及び決定)

第8条 実習生は、高知県電子申請サービスのインターンシップ申込みページから次のいずれかの書類を添えて申込みを行う。

- (1) 在学証明書
- (2) 大学等が発行する実習生の在学を証明する書類
- (3) 学生証の写し

- 2 人事課長は、受入れの可否及び受入れる場合は実習を行うコースを決定する。
- 3 前項の規定による決定がされたときは、人事課長はその旨を実習生及び大学等の代表者に通知するものとする。
- 4 人事課長は、受入れの可否を決定するために必要な実習生に関する情報を当該実習生が在籍する大学等の代表者に請求することができるものとする。

(実習担当者、実習プログラム及び受入れ所属の役割)

第9条 実習先の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名するものとする。

- 2 実習担当者は、インターンシップ実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。
- 3 実習担当者は、実習生が在籍する大学等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、所属長の決裁を経て実習生が在籍する大学等の代表者及び人事課長に報告書等を提出するものとする。

(実習の中止)

第10条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習又は実習生の一部の受入れを中止することができる。

- (1) 実習生が第6条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
 - (2) 実習を実施又は継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であるとき。
 - (4) 天災地変その他予期することのできない事由により実習生の受入れを中止すべきと考えられるとき。
- 2 人事課長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を当該実習生及び実習生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第11条 実習生が在籍する大学等の代表者又は実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

- 2 実習生は、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 3 実習生の実習中又は実習先との往復途上等での県の責めによらない事故・災害に対しては、県は一切の責任を負わないものとする。

(県外事務所が行うもの)

第12条 県外事務所で実習生を受け入れる際は次のとおりとする。

- 2 第2条、第3条、第8条及び第9条は、各所長の判断により変更することができる。
- 3 第4条及び第5条は、県外事務所において別途定める。

4 第6条及び第8条から第10条までの規定の「人事課長」は「所長」に読み替える。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から実施する。

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

この要綱は、令和元年5月23日から実施する。

この要綱は、令和2年6月11日から実施する。

この要綱は、令和3年5月31日から実施する。

この要綱は、令和6年5月30日から実施する。

この要綱は、令和7年5月28日から実施する。

この要綱は、令和8年5月13日から実施する。